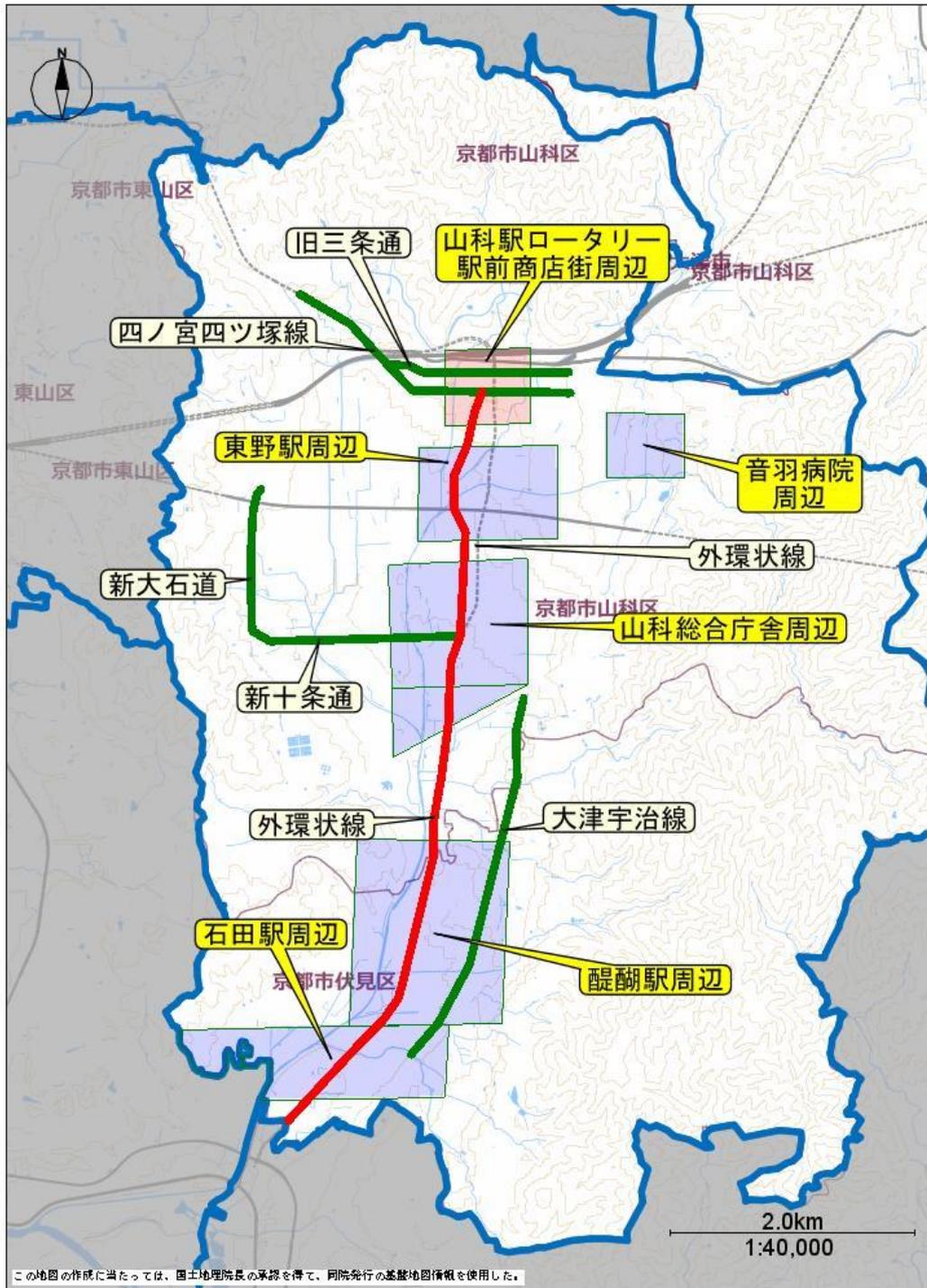


京都府山科警察署 駐車監視員活動ガイドライン(重点路線及び重点地域)

令和8年2月設定



駐車取締要望、その他の事情により、ガイドライン（重点地域・路線）以外の場所においても放置車両の確認を行うことがあります。



凡 例

	最重点路線
	重点路線
	最重点地域
	重点地域